

**東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について
(答申案)**

令和2年 月

東京都動物愛護管理審議会

はじめに.....	1
第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況	2
1 犬の個体数推計	2
(1) 犬の登録頭数.....	2
(2) 飼育実態調査結果から推計した犬の個体数等.....	2
2 飼育実態調査から推計した猫の個体数等	3
3 動物による危害発生と苦情	6
4 動物の捕獲・収容、引取り	7
5 動物の返還、譲渡、致死処分	8
6 動物取扱業に関する状況	10
(1) 第一種動物取扱業の登録数.....	10
(2) 第二種動物取扱業の届出数.....	11
(3) 動物取扱業に対する監視指導.....	11
7 動物由来感染症の発生状況	12
8 狂犬病予防注射接種率	13
9 災害時に備えた対策	14
10 動物愛護施策に関する都政への要望	15
11 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正	16
(1) 改正の経緯.....	16
(2) 法改正の主な内容（令和2年6月施行）	16
(3) 法改正の主な内容（令和3年6月施行）	17
(4) 法改正の主な内容（令和4年6月施行）	18
(5) 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正	19
第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況.....	20
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	21
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）	21
(2) 犬の適正飼養の徹底（施策2）	21
(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策3）	22
(4) 多頭飼育に起因する問題への対応（施策4）	22
(5) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策5）	22
(6) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成（施策6）	23
(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策7）	23
2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	24
(1) 動物取扱業の監視の強化（施策8）	24
(2) 動物取扱業への指導事項の拡大（施策9）	24
(3) 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底（施策10）	24
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策11）	25

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	25
(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり (施策 12)	25
(2) 取扱動物の適正な飼養管理の確保 (施策 13)	26
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	27
(1) 動物由来感染症への対応強化 (施策 14)	27
(2) 災害時の動物救護体制の充実 (施策 15)	27
第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方	29
1 都における動物愛護管理施策の目的等	29
2 重点的に取り組むべき主な課題とその解決のための施策の方向性	29
(1) 動物の適正飼養の啓発と徹底	29
ア 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	29
イ 犬の適正飼養の徹底	30
ウ 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備	30
エ 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携	31
オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	31
カ 地域における適正飼養の推進のための人材育成	32
キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	32
(2) 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	32
ア 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	32
イ 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保	32
ウ 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	33
(3) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	33
ア 動物取扱業の監視強化	33
イ 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	34
ウ 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底	35
エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	35
(4) 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	35
ア 動物由来感染症への対応強化	35
イ 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	35
3 計画における数値目標について	36

はじめに

都は、平成 26 年 3 月に、東京都動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を改定し、この計画の下、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指して、「動物の適正飼養の啓発と徹底」、「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組」、「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」、「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」の四つの施策展開の方向性に沿って、各種施策を実施している。

推進計画は、施策の取組状況等も踏まえ、改定後 5 年後を目途に見直しを行うこととされており、平成 30 年 8 月 30 日、本審議会は、東京都知事から諮問を受け、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について、検討を進めてきた。

検討に当たっては、小委員会を設置し、東京都における動物愛護管理に関わる現状や、推進計画における各施策の取組状況、動物愛護管理施策の中核を担う動物愛護相談センターのあり方について詳細な議論を行い、同年 12 月 26 日の第 2 回審議会において、検討結果を中間報告として取りまとめ、公表した。

その後、令和元年 6 月 19 日に、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が、また、令和 2 年 4 月 30 日に国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）がそれぞれ改正されたことから、令和 2 年 5 月 27 日の第 3 回審議会において、これらの国の動向を踏まえた推進計画の見直しについて検討を行い、小委員会においても詳細な検討を行った。

本答申では、まず、都における動物の飼養状況や事業者の状況、国における制度改正の動き等について概観し、これまでの都における取組の内容や到達点を確認した上で、現時点での課題や中長期的展望を見据えた審議会及び小委員会における議論を踏まえ、今後、東京都が取り組むべき動物愛護管理施策の方向性を示した。

今後、本答申を踏まえ、推進計画に基づく、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた施策が更に推進されることを期待する。

令和 2 年 1 月 2 日

東京都動物愛護管理審議会

会長 林 良 博

第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況

平成30年度の犬の登録頭数は、全国で約623万頭、都では約51万頭であった。

1 犬の個体数推計

(1) 犬の登録頭数

平成30年度の犬の登録頭数は、全国で約623万頭、都では約51万頭であった。

平成24年度時点（全国で約679万頭、都では約51万頭）と比較して、全国では減少傾向にあるものの、都においては横ばいとなっている。

犬の登録頭数の推移



厚生労働省、東京都統計

(2) 飼育実態調査結果から推計した犬の個体数等

都内で飼養されている動物の頭数については、狂犬病予防法に基づく登録制度のある犬や動物愛護管理法により許可制となっている特定動物を除き、行政が法に基づき実数を把握する仕組みは設けられていない。

都では、都内の犬及び猫の飼養実態を把握するため、犬及び猫の飼育実態調査（以下「飼育実態調査」という。）を実施しており、平成29年度に実施した飼育実態調査におけるアンケート調査結果では、犬の登録率は94.7%となっており、登録率と犬の登録頭数から推計した犬の個体数は約55万頭であった。

飼い犬にマイクロチップを装着している飼い主は31.8%と平成23年度調査の11.7%から増加したが、連絡先のある首輪・迷子札などを飼い犬につけている飼い主は14.9%で、平成23年度調査時の17.4%から減少している。

登録率・登録頭数から推計した犬の個体数

アンケート調査結果						登録頭数からみた推定個体数		
[a] 登録済	[b] 未登録	不明	無回答	合計	[c] 登録率 [a]/([a]+[b])	[d] 登録頭数	推定個体数 [d]/[c]	
391	22	3	8	424	94.7%	518,216	547,373.9	約 55 万頭

[d] 登録頭数合計は、「平成 28 年度 狂犬病予防・動物管理関係報告」における「1 登録・注射」表中の、「期末現在登録頭数」のうち島しょ部を除いた「区部」「市郡部」の合計値

平成 29 年度飼育実態調査より

2 飼育実態調査から推計した猫の個体数等

平成 29 年度の飼育実態調査によると、飼育世帯数と平均飼育頭数から推計した飼育猫の個体数は約 107 万頭であった。

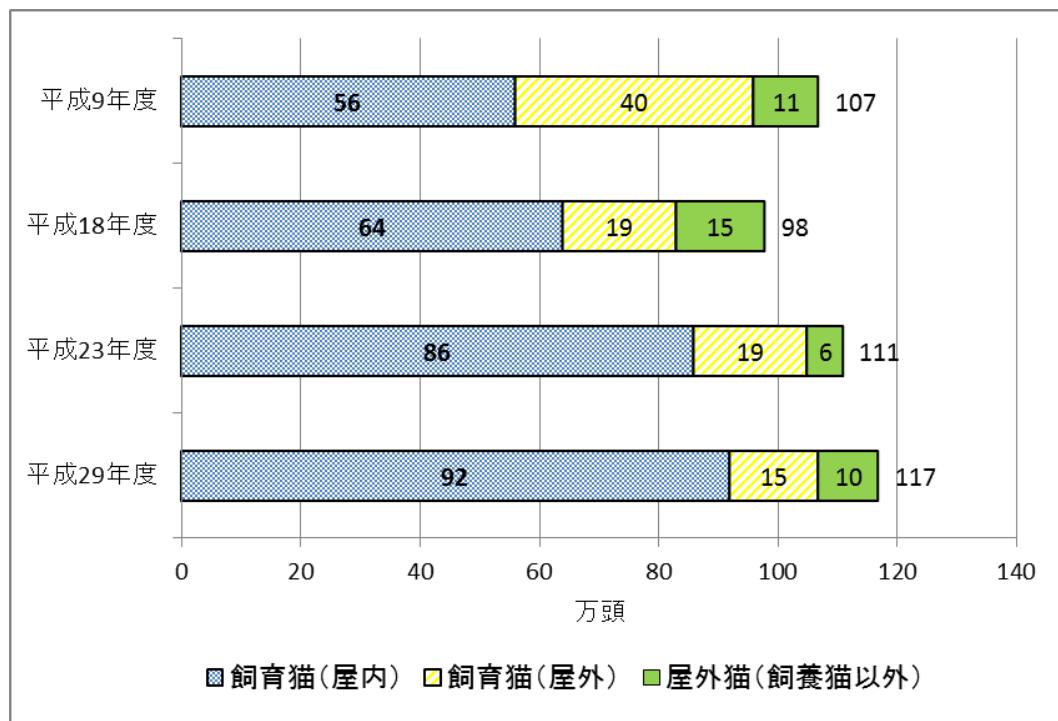
猫を飼育している世帯数・平均飼育頭数から推計した飼育猫の個体数

	[a] 世帯数	[b] 飼育している世帯の割合	[c] 平均飼育頭数 (頭/世帯)	推定個体数 [a]x[b]x[c]	推定個体数 (合計)
一戸建て	1,975,613	12.0%	1.79	424,362	約 107 万頭
集合住宅	4,590,501	9.4%	1.50	647,261	
その他	12,100	6.3%	1.00	762	

平成 29 年度飼育実態調査より

また、現地調査に基づく屋外猫の推計個体数と飼育猫の推計個体数を合わせた猫の推計個体数は、約 117 万頭となっている。

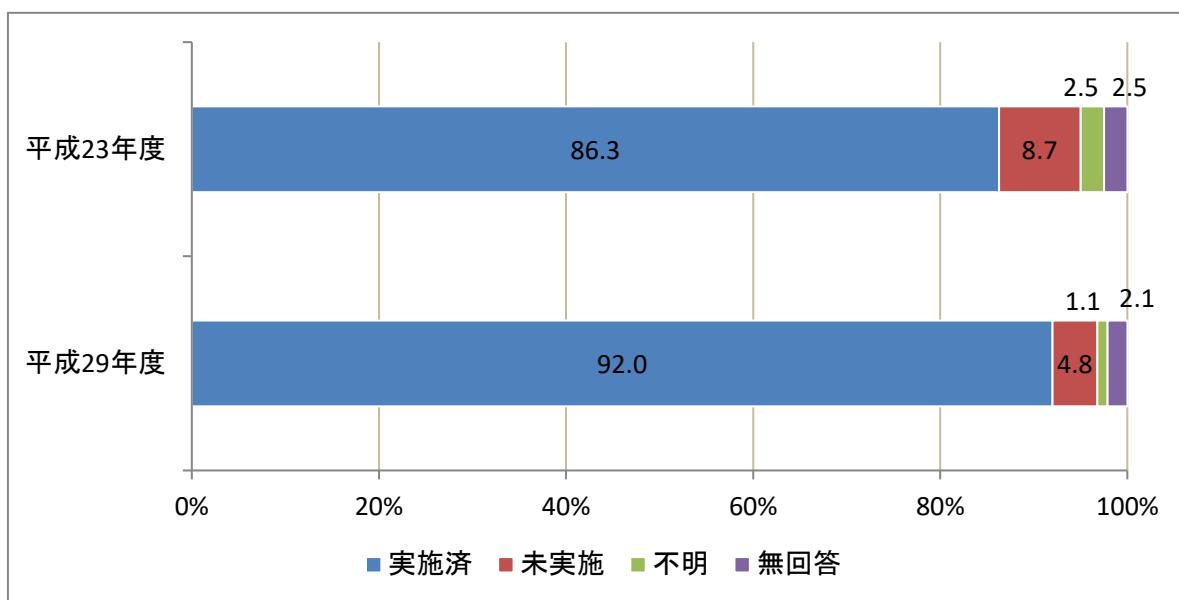
猫の推定個体数の推移



平成 29 年度飼育実態調査より

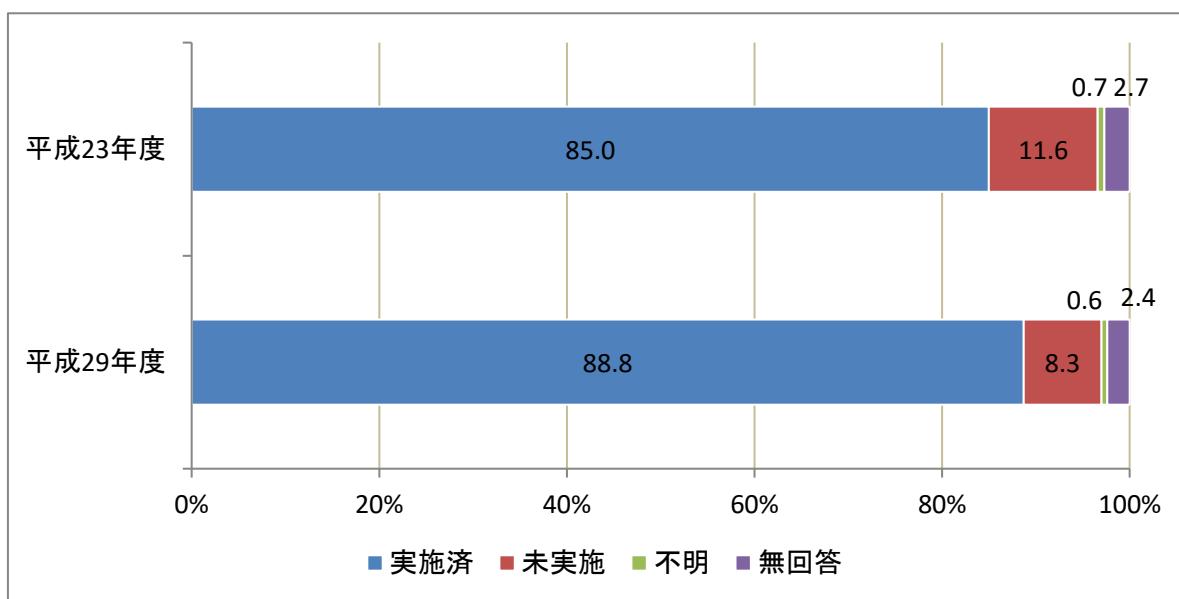
飼い猫の不妊去勢手術の実施率は、メス 92.0%、オス 88.8%で、平成 23 年度の調査時におけるメス 86.3%、オス 85.0%からそれぞれ増加している。

飼い猫（メス）の不妊処置の実施比率（前回調査との比較）



平成 29 年度飼育実態調査より

飼い猫（オス）の去勢処置の実施比率（前回調査との比較）



平成 29 年度飼育実態調査より

飼い猫にマイクロチップを装着している飼い主は 9.9% と平成 23 年度調査の 3.5% から増加したが、連絡先のある首輪・迷子札などを飼い猫につけている飼い主は 7.1% で、平成 23 年度調査時の 14.5% から減少している。

3 動物による危害発生と苦情

犬によるこう傷事故件数は、平成 24 年度以降、年間 300 件を上回って推移しており、令和元年度の事故件数は 376 件で、被害者数は 379 人であった。

また、動物に関する苦情件数は、平成 24 年度以降、10,000 件前後で推移していたが、令和元年度には 7,881 件まで件数が減少した。

東京都における犬のこう傷事故件数及び被害者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
事故件数(件)	313	330	331	338	327	341	354	376
被害者数(人)	313	331	339	340	331	341	358	379

東京都統計

東京都における動物に関する苦情件数（内容別内訳）

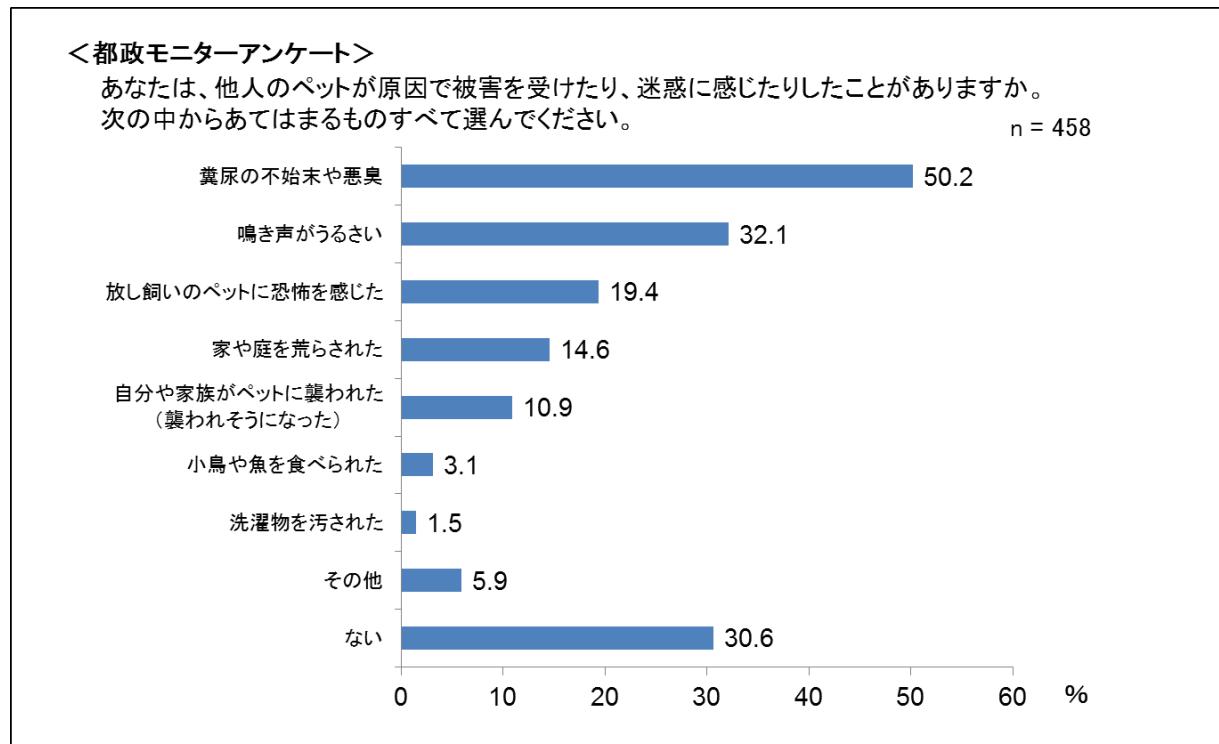
(件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
放浪	180	219	230	225	243	209	159	210
拾得	1,410	1,018	818	700	502	445	297	302
負傷	690	647	606	632	542	492	434	402
野犬・ 放し飼い	295	312	316	256	204	236	257	239
汚物・汚水 等	2,566	2,213	2,734	2,434	2,230	2,030	2,003	1,839
悪臭	350	352	421	425	352	461	401	230
鳴き声	865	960	954	993	918	901	947	769
その他	3,891	4,249	4,871	4,983	4,865	4,506	4,764	3,890
合計	10,247	9,970	10,950	10,648	9,856	9,280	9,262	7,881

東京都統計

平成 29 年度第 4 回インターネット都政モニター調査「東京におけるペットの飼育」（以下「都政モニター調査」という。）によると、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約 7 割に上っている。

都政モニター調査結果（抜粋）



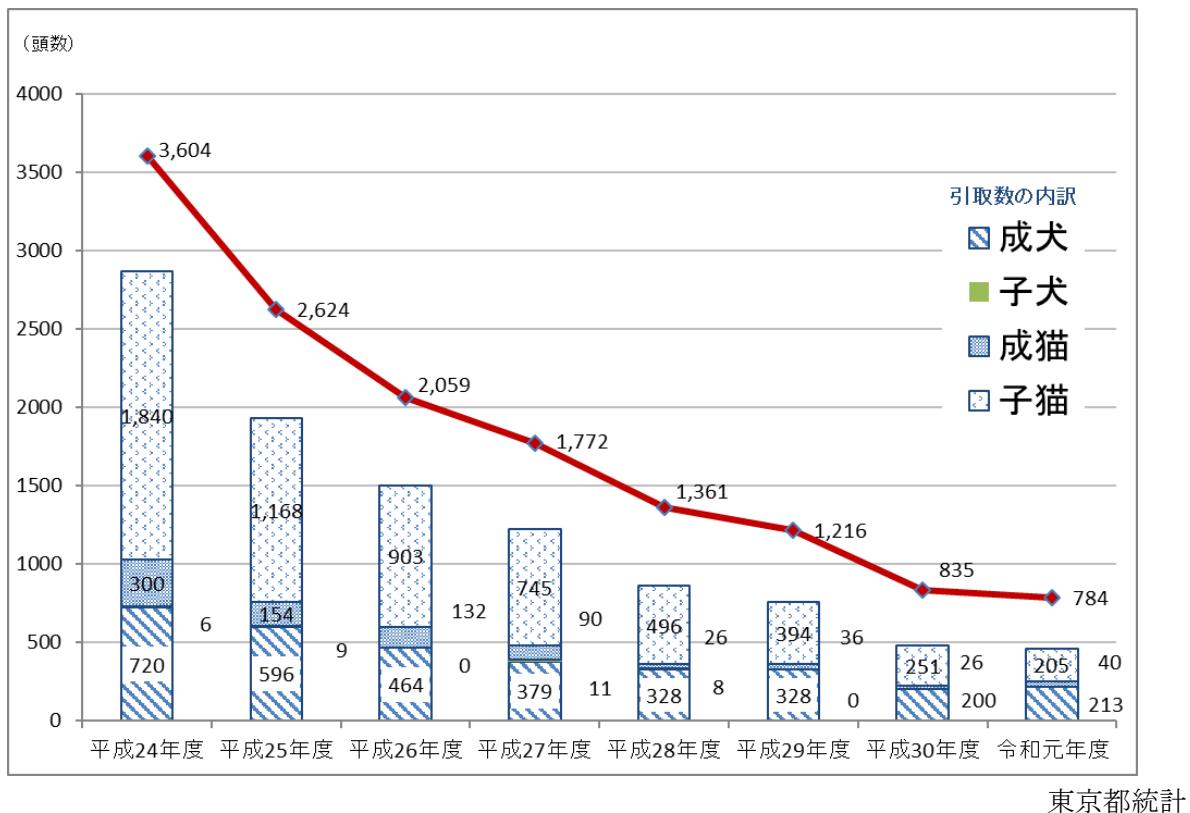
平成 29 年度第 4 回都政モニター調査より

4 動物の捕獲・収容、引取り

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）に基づく犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計（総取扱数）は、令和元年度は 784 頭であり、平成 24 年度の 3,604 頭と比べ、約 78.2% 減少している。

所有者又は拾得者からの引取りについては、令和元年度では、成犬、子猫の引取りが多く、子犬の引取りはない。また、引取数が多かった子猫については、所有者から 10 頭、拾得者から 195 頭であり、平成 24 年度における所有者から 119 頭、拾得者から 1,721 頭と比べ、所有者からは 91.6% 減少、拾得者からは 88.7% 減少している。

東京都における動物の総取扱数及び引取数（内訳）の推移



5 動物の返還、譲渡、致死処分

都内で捕獲・収容された又は引き取られた犬猫等のうち、令和元年度に飼い主に返還された頭数は、犬 116 頭、猫 20 頭であり、新しい飼い主や登録譲渡団体への譲渡数は、犬 139 頭、猫 209 頭であった。

令和元年度における返還・譲渡率（当該年度の総取扱数に対する返還数と譲渡数の合計の割合）は、犬 97.7%、猫 44.0% であり、平成 24 年度における犬 79.4%、猫 17.1% と比べ、犬は 18.3 ポイント、猫は 26.9 ポイントそれぞれ増加している。

令和元年度の致死処分数は、犬 16 頭、猫 292 頭、その他 0 頭、合計 308 頭であり、平成 24 年度の犬 186 頭、猫 2,212 頭、その他 6 頭、合計 2,404 頭と比べ、全体で 87.2% 減少している。平成 24 年度には子猫が致死処分数全体の 64.4% を占め 1,549 頭であったが、令和元年度には子猫の致死処分数は 85 頭まで減少し、全体に占める割合も 27.6% まで低下している。

都は、致死処分数の内訳を、①苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの、②引取・収容後に死亡したもの、並びに①②以外の致死処分の 3 つに分類し、①②以外の致死処分を「殺処分」として区分している。平成 30 年度に、はじめて動物の殺処分ゼロを達成し、令和元年度もゼロを継続している。

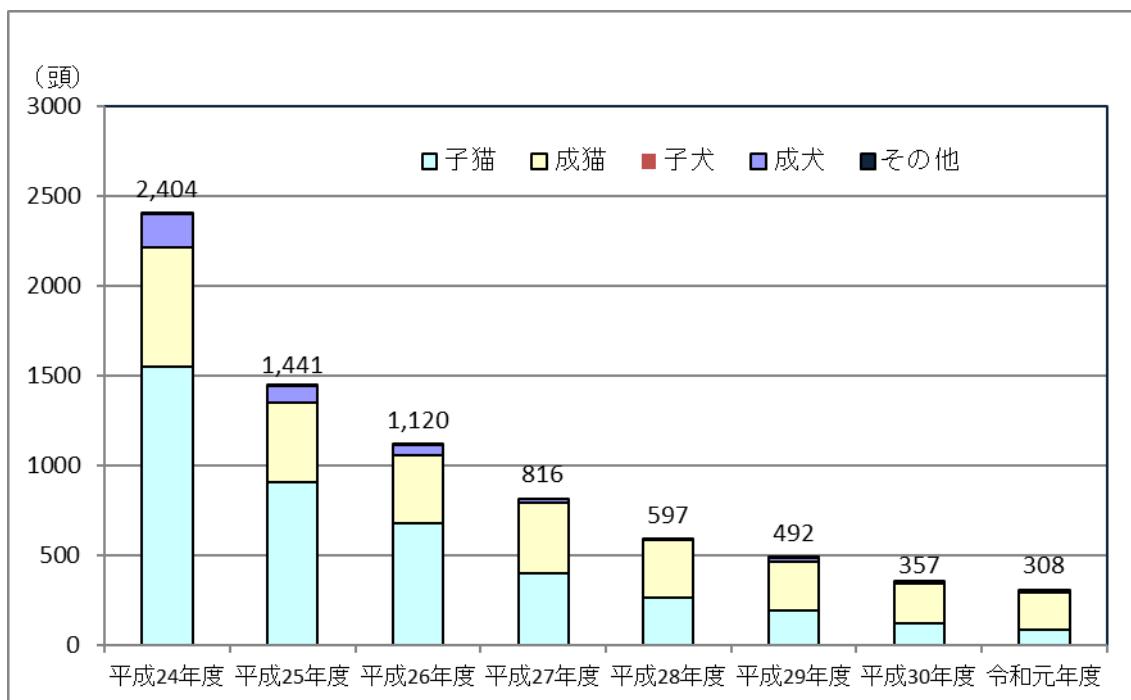
東京都における犬猫の返還・譲渡状況

(単位:頭、%)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
返還数 (頭)	犬	403	385	280	236	207	191	120	116
	猫	27	22	21	18	21	24	22	20
譲渡数 (頭)	犬	341	332	284	234	229	217	118	139
	猫	428	388	390	482	320	287	200	209
返還・ 譲渡率	犬	79.4%	84.8%	94.8%	96.3%	100.2%	95.8%	91.2%	97.7%
	猫	17.1%	23.1%	28.2%	39.0%	36.9%	39.7%	38.7%	44.0%

東京都統計

東京都における致死処分数の推移



	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
成犬	186	88	61	24	11	19	15	16
子犬	0	0	0	0	0	0	0	0
成猫	663	443	376	389	320	273	219	207
子猫	1,549	909	679	403	266	196	123	85
その他	6	1	4	0	0	4	0	0

東京都統計

東京都における致死処分数の内訳の推移 (単位:頭)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
①動物福祉等*1 の観点から行つ たもの	犬	5	5	12
	猫	230	141	126
	その他*2	1	0	0
	小計	236	146	138
②引取・収容後 死亡したもの	犬	14	10	4
	猫	223	201	166
	その他*2	3	0	0
	小計	240	211	170
①②以外の致死 処分	犬	0	0	0
	猫	16	0	0
	その他*2	0	0	0
	小計	16	0	0
合計		492	357	308

*1 苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される場合

*2 その他:いえうさぎ、にわとり、あひる

東京都統計

6 動物取扱業に関する状況

(1) 第一種動物取扱業の登録数

令和元年度における都内の第一種動物取扱業の登録施設数は、5,111 施設であり、平成 24 年度の 3,911 施設と比べ、約 1,200 施設増加している。業種別施設数では、保管業が 3,840 施設と最も多く、次いで販売業の 1,708 施設となっている。

東京都における第一種動物取扱業の登録施設数及び種別施設数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
第一種動物取扱業登録施設数	3,911	4,103	4,333	4,493	4,613	4,715	4,899	5,111
第一種動物取扱業種別施設数	5,452	5,624	5,938	6,176	6,291	6,442	6,714	6,970
販売業	1,792	1,703	1,713	1,704	1,652	1,648	1,669	1,708
保管業	2,734	2,936	3,127	3,296	3,397	3,513	3,677	3,840
貸出業	167	169	182	189	183	188	208	207
訓練業	562	603	666	698	734	744	780	806
展示業	195	206	239	273	307	329	359	387
競りあっせん業	1	2	2	2	3	3	4	3
譲受飼養業	1	5	9	14	15	17	17	19

東京都統計

(2) 第二種動物取扱業の届出数

令和元年度における都内の第二種動物取扱業の届出施設数は、115 施設で、届出制度が始まった平成 25 年度の 20 施設と比べ、5 倍以上に増加している。業種別施設数は、譲渡し業が 109 施設で最も多く、次いで保管業が 22 施設となっている。

東京都における第二種動物取扱業の届出施設数及び種別施設数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
第二種動物取扱業届出施設数	20	33	62	83	85	100	115
第二種動物取扱業種別施設数	38	52	86	111	113	128	151
譲渡し業	20	30	58	77	79	94	109
保管業	9	10	15	17	17	17	22
貸出業	3	3	3	3	3	2	3
訓練業	1	1	1	2	2	2	3
展示業	5	8	9	12	12	13	14

東京都統計

(3) 動物取扱業に対する監視指導

令和元年度の監視件数は延べ 4,986 件で、内訳は動物取扱業の登録及び 5 年ごとの登録更新に係るものが 1,390 件、苦情等を受けて実施したものが 3,596 件であった。

東京都における第一種動物取扱業の監視指導状況

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
監視件数(延べ)	3,195	2,309	2,451	3,395	7,091	4,378	4,736	4,986
登録、更新時	1,512	1,073	1,058	1,018	2,508	1,628	1,477	1,390
その他(苦情等)	1,683	1,236	1,393	2,377	4,583	2,750	3,259	3,596
注意指導書交付数	11	4	12	25	6	9	9	8
行政 処 分 等	勧告	0	0	1	1	0	0	0
	改善命令	1	0	1	1	0	0	0
	業務停止命令	0	0	0	1	1	0	0
	登録取消し	0	0	0	0	1	0	0
	登録拒否	3	0	0	0	0	0	0

東京都統計

7 動物由来感染症の発生状況

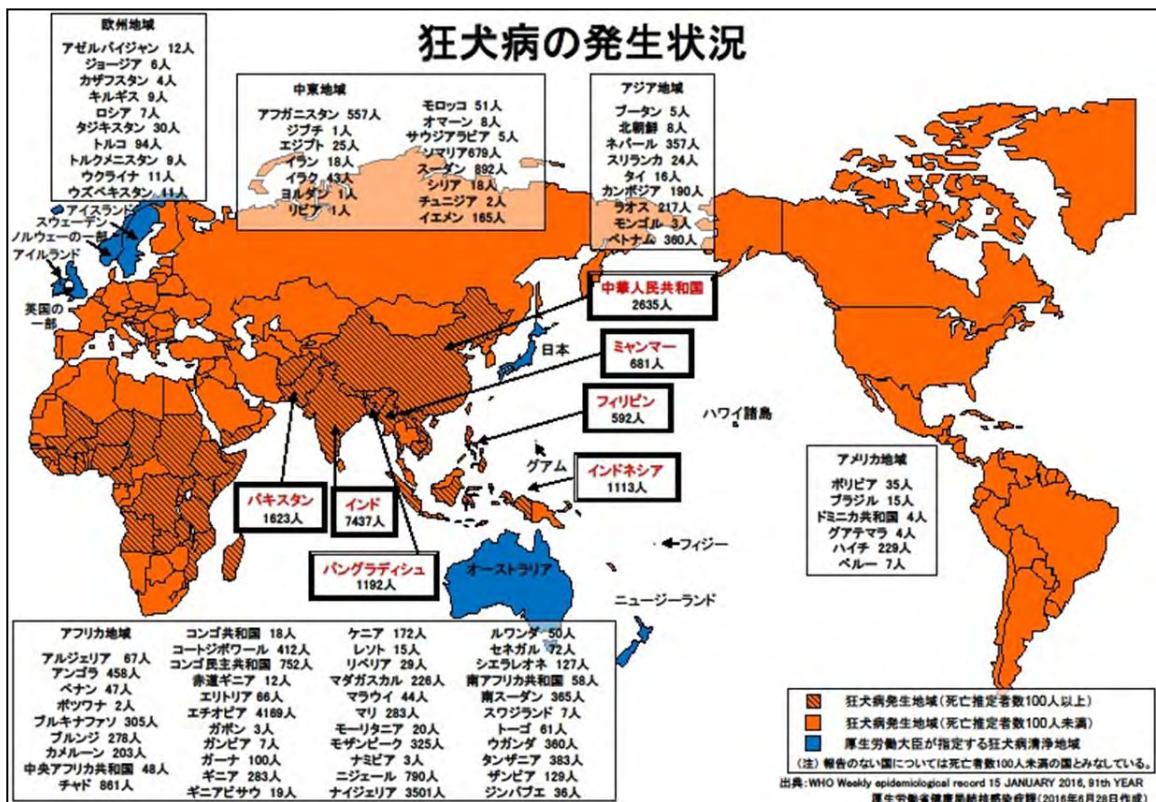
狂犬病は、日本、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の国々を除いて、全世界で発生しており、ボーダーレス化に伴い、海外から狂犬病をはじめとした感染症がもたらされるリスクは常に存在している。

また、狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、ペットが介在するものを含め、国内でも各地で発生し、動物由来感染症は身近にある健康危機の要因となっている。

平成30年度以降における国からの動物由来感染症に関する注意喚起の通知例

発出日	件名	内容
平成30年9月27日	カプノサイトファーガ感染症に関するQ & Aについて	事例集積によりQ&A更新
平成30年10月22日	千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について	千葉県での死亡野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス検出
平成31年3月14日	鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について	鳥取県での死亡野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス検出
令和元年11月28日	鹿児島市におけるBウイルス病患者の発生について	鹿児島市で実験サル取扱施設の従事者がBウイルス病を発症
令和元年12月24日	鹿児島市におけるBウイルス病患者（2例目）の発生について	疫学調査により2例目のBウイルス病患者を確認
令和2年5月22日	狂犬病の流行地域より入国し当該疾病への感染が疑われる者の診療等に関する周知の徹底について	フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例（国外で犬に咬まれ発症）を確認

狂犬病の発生状況

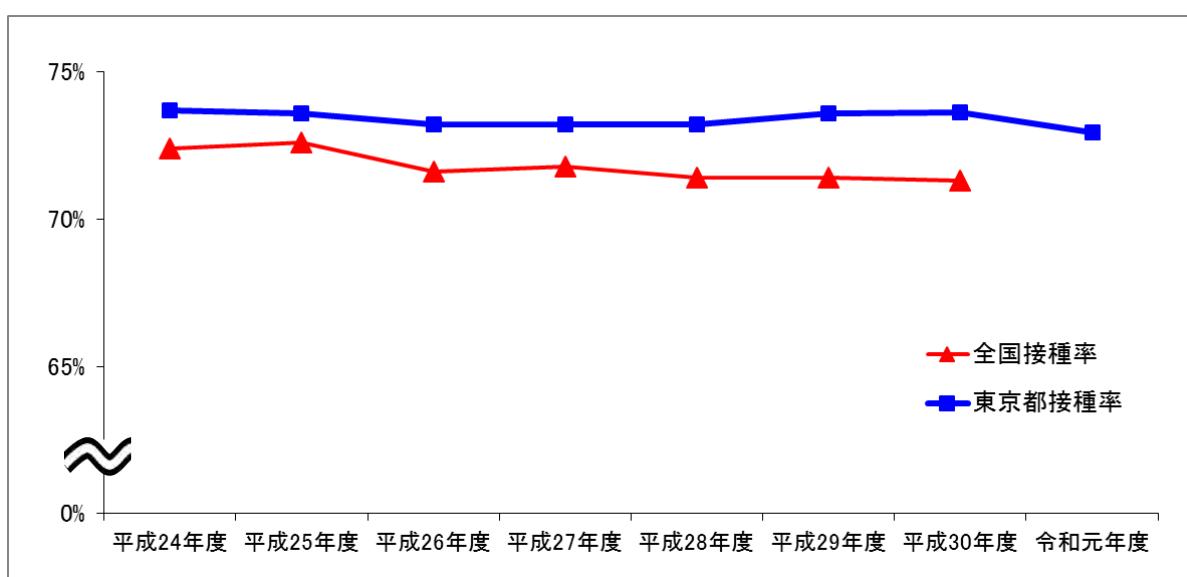


厚生労働省ホームページより

8 狂犬病予防注射接種率

令和元年度の狂犬病予防注射の接種率は、73.0%であり、平成24年度の73.7%と比べ、0.7ポイント低下している。

狂犬病予防注射接種率の推移



厚生労働省、東京都統計

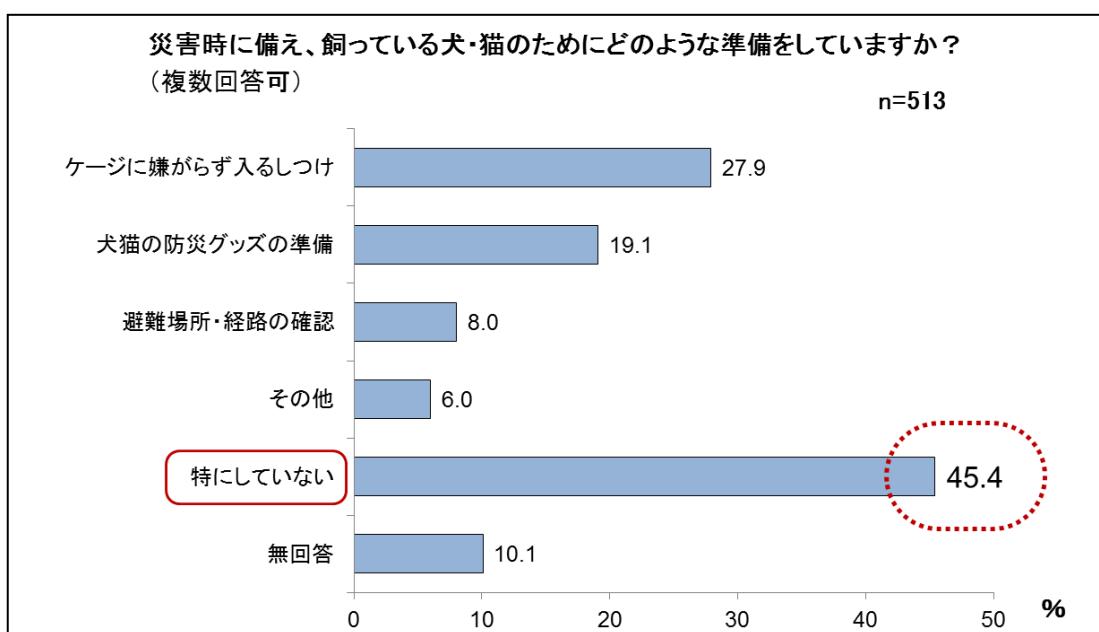
9 災害時に備えた対策

東日本大震災や熊本地震をはじめ大規模な災害が発生した際には、ペットの避難や、避難所での動物の取扱いに関する数多くの課題が指摘された。

平成29年度の飼育実態調査では、災害時に備えたペットの対策をしていない飼い主の割合は、4割強に上っている。

また、災害時の動物に関する対策については、ほとんどの区市町村の地域防災計画に位置付けられているが、具体的な対策マニュアルの整備やペット用物資の備蓄を行っている区市町村は、全体の半数以下にとどまっている。

災害時の備えに関する犬及び猫の飼い主へのアンケート結果



平成29年度飼育実態調査より

区市町村における動物に関する災害時の対策の取組状況（令和元年度）

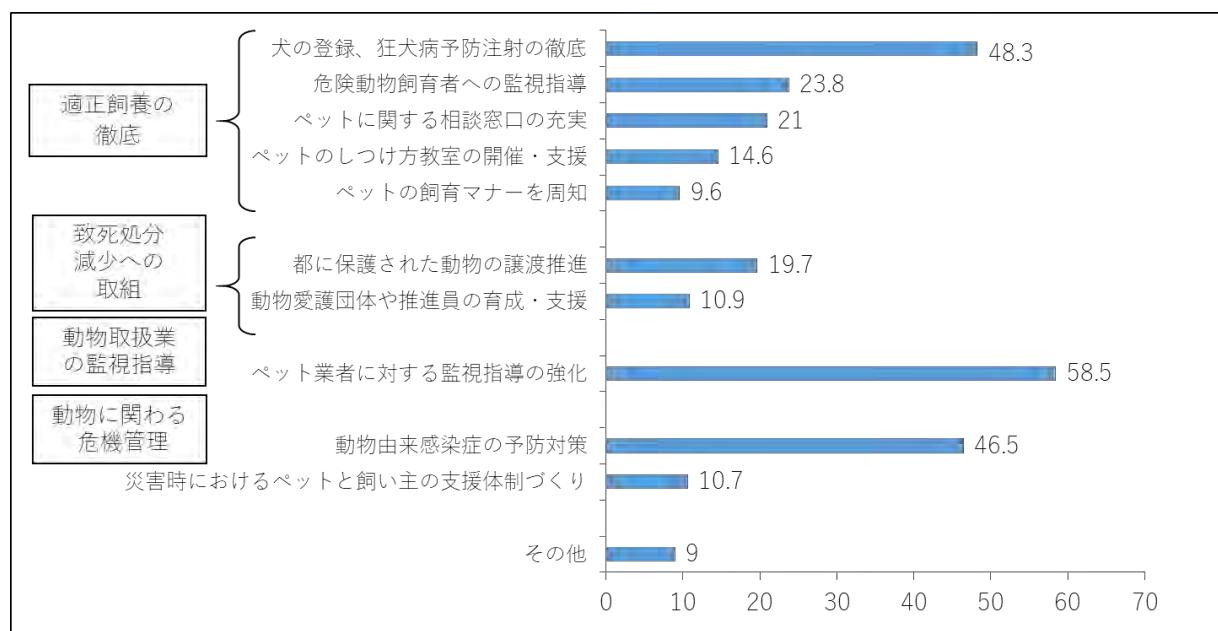
地域防災計画への対策の記載	災害対策の取組			
	同行避難訓練等の実施	ペット対策マニュアル等の整備	ペット用の備蓄	獣医師会との協定
特別区 (23区)	23 (100%)	21 (87%)	15 (65%)	15 (65%)
市町村 (39市町村)	36 (92%)	22 (56%)	7 (18%)	7 (18%)
計 (62区市町村)	59 (95%)	43 (69%)	22 (35%)	22 (35%)

東京都統計

10 動物愛護施策に関する都政への要望

平成 29 年度に行った都政モニターアンケートでは、適正飼養の徹底、ペット業者への監視指導、動物由来感染症対策を都政に望む意見が多かった。

都の施策への要望（3項目まで選択）アンケート結果



平成 29 年度第 4 回都政モニターアンケートより

11 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正

(1) 改正の経緯

動物愛護管理法は平成 24 年に改正が行われ、改正法の附則により、平成 25 年の施行後 5 年を目途として、法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた。また、同附則において、幼齢の犬猫の販売時の日齢に関する規制や犬猫へのマイクロチップの装着の義務付けについては、必要な検討を加えることとされた。

その後、国の超党派の議員連盟における議論等を踏まえ、令和元年 6 月に動物愛護管理法が改正され、令和元年 11 月及び令和 2 年 2 月に関連する政省令及び告示が改正された。

(2) 法改正の主な内容（令和 2 年 6 月施行）

ア 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化（第 7 条関係）

動物愛護管理法第 7 条第 7 項に基づき環境大臣が定める動物の飼養及び保管に関する基準について、遵守しなければならない責務と規定された。

なお、現在定められている基準としては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」など四つの基準があり、それぞれ告示により定められている。

イ 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

(ア) 第一種動物取扱業の登録拒否事由の追加（第 12 条関係）

都道府県知事が登録を拒否しなければならない事由として、第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者などが追加された。

(イ) 動物を販売する際の現物確認・対面説明を行う場所の限定（第 21 条の 4 関係）

動物を購入する者が動物を直接確認し、契約前に丁寧な説明を受け、飼養の可否を適切に判断することを可能とするため、事業者が購入者に現物を確認させ、対面で説明を行う場所が事業所に限定された。

ウ 動物の適正飼養のための規制の強化

(ア) 適正飼養が困難となるおそれがある場合の繁殖防止措置の義務化（第 37 条関係）

犬又は猫の所有者に対し、適正な飼養が困難となるおそれがあると認められる場合に、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じることが義務付けられた。

(イ) 都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充（第 25 条関係）

動物の不適切な飼養により生活環境が損なわれている事態が生じている場合に、従来の勧告・命令に加えて、事態の早期段階における指導若しくは助言又は実態把握のための報告徵収若しくは立入検査を可能とする規定が設けられた。

(ウ) 特定動物の飼養又は保管に関する規制の強化等（第 25 条の 2 から第 33 条まで関係）

① 愛玩目的での飼養等の禁止

愛玩目的での飼養は、学術研究や社会教育などの公益性がなく、平時・災害時等における逸走等により人への危険を及ぼす可能性が皆無とはいえないこと等から、その飼養又は保管が一般的に禁止されることとなった。

② 特定動物の交雑種の規制対象への追加

特定動物が交雑することにより生じた交雑種は、特定動物と同様な危険性を有するとみなし、人の生命・身体の安全確保の観点から、新たに規制対象とされた。

(エ) 動物虐待に対する罰則の引上げ等

① 動物の殺傷に関する罰則

近年、動物の殺傷などの虐待や遺棄に係る違反容疑の摘発件数が増加しており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないことがから、動物の殺傷について、懲役刑の上限が2年から5年に、罰金刑の上限が200万円から500万円にそれぞれ引き上げられた。

② 虐待及び遺棄に関する罰則

動物の虐待及び遺棄について、100万円以下の罰金刑に1年以下の懲役刑が追加された。

③ 獣医師による虐待の通報の義務化

獣医師が虐待等を受けたと思われる動物を発見した際には、遅滞なく都道府県等に通報することが義務化された。

エ 都道府県等の措置等の拡充

(ア) 動物愛護管理センターの位置付けを明確化（第37条の2関係）

都道府県等において、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすること及び当該センターが行う業務として、動物取扱業の登録、届出及び監督、動物の飼養又は保管をする者に対する指導等、犬猫の引取り、譲渡、動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動等が具体的に規定された。

(イ) 動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化（第37条の3関係）

地方公共団体が任意に置くことができるとされていた動物愛護担当職員について、名称が動物愛護管理担当職員に改められ、都道府県等に同職員を置くこととし、指定都市及び中核市以外の市町村には、同職員を置く努力義務が規定された。

(ウ) 所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加（第35条関係）

都道府県等が所有者不明の犬猫の引取りを拾得者から求められたとき、周辺環境が損なわれる事態が生じるおそれがないと認められる場合など環境省令で定める場合には、引取りを拒むことができるのこととされた。

（3）法改正の主な内容（令和3年6月施行）

ア 第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化（第21条関係）

これまで哺乳類、鳥類、爬虫類全般を対象とする汎用性の高い定性的な基準が

示されているところであるが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化等を図っていくことが強く求められていることから、飼養施設の設備構造・規模や従業者の数、繁殖回数等、7項目について規定されることとなっている。

イ 出生後 56 日を経過しない犬猫の販売等の制限（第 22 条の 5 関係）

幼齢の犬猫の販売日齢の規制に係る経過措置規定（平成 24 年改正法附則）の削除に伴い、本則の 56 日齢が適用される。ただし、文化財保護法に基づいて天然記念物と指定された日本犬については、犬猫等販売業者以外の者に販売する場合、49 日齢が適用される。

（4）法改正の主な内容（令和 4 年 6 月施行）

ア マイクロチップの装着等の義務化等（第 39 条の 2 から第 39 条の 26 まで関係）

動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するため、①犬猫等販売業者にマイクロチップの装着・情報登録の義務付け、②犬猫等販売業者以外の犬猫の所有者によるマイクロチップの装着の努力義務化、③登録を受けた犬猫を所有した者に対する情報登録の変更届出の義務付けがなされることとなっている。

(5) 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正

令和元年6月の動物愛護管理法改正を受けて、令和2年4月に基本指針が改正公布された。

基本指針の主な改正事項

1 今後の施策展開の方向

今後の施策別の取組に次の事項が新たに記載された。

- ・譲渡時、販売時等に、原則として繁殖制限をしなければならないことを説明する等、みだりな繁殖の防止徹底やマイクロチップの装着、遺棄の防止等により、犬猫の引取り数を更に減少
- ・犬猫の殺処分数を、透明性を持って戦略的に減少
- ・地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理、必要な普及啓発を推進
- ・団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理、対応を検討
- ・返還・譲渡の促進に向けた動物愛護管理センターの施設整備を推進
- ・虐待等の罰則強化、獣医師による通報の義務化の周知徹底
- ・虐待の通報への対応等の明確化、体制構築について検討
- ・終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう普及啓発を実施
- ・地域猫活動の在り方を検討、適切な情報発信
- ・所有者等のいない犬猫の発生を防止するために、無責任な餌やり行為が望ましくないとの普及啓発を強化
- ・多頭飼育問題等への対応について、福祉部局等との連携を強化
- ・特定動物に関する規制強化について、周知・遵守を推進
- ・マイクロチップ等の所有明示の必要性の啓発を推進
- ・動物取扱業登録制度の遵守に加え、新たな規制を着実に運用
- ・動物取扱業者等の資質向上のための主体的な取組を推進
- ・実験動物に関する3Rの原則や飼養保管等基準の周知・遵守、遵守状況を把握・公表
- ・地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化
- ・区市町村の地域防災計画等において、動物の取扱い等に関する位置付けを明確化、地域の実情に応じて必要な体制整備を推進し、地域の特性に応じた平常時の準備、避難対策の周知等を推進
- ・被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制についての事前の体制整備を推進
- ・適正飼養に関する専門知識・技能等を保持する人材の育成

2 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・計画期間を、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間に変更
- ・計画の策定及び実行にあたり、関係地方公共団体間での施策の整合を図ることが追加

第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況

[推進計画における施策の体系]

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、
施策の方向性を四つの柱に整理して取組を推進

◎ 動物の適正飼養の啓発と徹底

- <施策1> 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- <施策2> 犬の適正飼養の徹底
- <施策3> 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- <施策4> 多頭飼育に起因する問題への対応
- <施策5> 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- <施策6> 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- <施策7> 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動
への支援

◎ 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- <施策8> 動物取扱業の監視強化
- <施策9> 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- <施策10> 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- <施策11> 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

◎ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- <施策12> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
- <施策13> 取扱動物の適正な飼養管理の確保

◎ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- <施策14> 動物由来感染症への対応強化
- <施策15> 災害時の動物救護体制の充実

平成26年3月に改定された推進計画に基づく、これまでの各施策の取組状況は、以下のとおりである。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）

飼い主による動物の適正飼養、終生飼養を徹底させるため、都民に対し、適正飼養講習会や啓発行事等の機会を通じて普及啓発を進めるとともに、第一種動物取扱業者に対し、動物を飼うことに伴う責務について、飼い主に十分な説明を行うよう指導している。

また、飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、飼い主がよく利用する動物病院、動物取扱業等を通じた普及啓発資材の配布や、子供にもわかりやすく終生飼養の大切さを伝えるための啓発用アニメーション動画「犬を飼うってステキですか？」をYouTube 東京都チャンネルで公開するなどの取組を行っている。

加えて、都立公園などで実施している譲渡事業PRイベントに合わせ、犬のしつけ方教室を開催するなど、都民が参加しやすい形式での普及啓発の実施に努めるとともに、都民からの飼養に関する様々な相談に、区市町村の動物愛護管理担当者や動物愛護推進員が適切に対応できるよう、研修会を開催するなど対応能力の向上のための支援を行っている。

令和元年度からは、ペットショップ等を通じて、新たに動物を飼い始める人を対象とした普及啓発を実施しており、令和2年度には、医療保健政策区市町村包括補助事業により、「地域における動物の相談支援体制整備事業」に取り組む区市町村に対する支援を開始している。

(2) 犬の適正飼養の徹底（施策2）

狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指して、都、区市町村、関係団体等が連携を図りながら、飼い主の責務について啓発を行うとともに、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行など飼い主が手続をしやすい環境の整備等の取組を行っている。平成31年4月現在、こうした取組を行っている区市町村は17区19市町村となっている。

また、犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成し、配布するとともに、こう傷事故の被害者となることが多い小学校低学年を対象とした動物教室において、こう傷事故防止のためのプログラムを活用している。

さらに、都、区市町村及び公共施設管理者等が協力し、事故防止や生活環境の保全のため、ノーリードの散歩やふんの放置をなくすよう、犬の飼い主への啓発等を行っている。都立公園に設置されているドッグランでは、管理者やドッグランの管理に携わるボランティア、動物愛護推進員と連携して、飼い主の法令遵守を利用条件とするなどの取組や講習会を通じた普及啓発を行っている。

(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策3）

飼い主のいない猫対策を実施する区市町村に対し、医療保健政策区市町村包括補助事業による支援を実施している（令和元年度は44区市町村）。平成28年度からは、協議会設置、実態調査、計画策定、協力員登録、不妊去勢手術、給餌・糞尿管理、事業評価等の総合的な取組を行う区市町村を支援する「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」を実施している（令和元年度は4区市）。

また、都と区市町村の担当者で構成する動物行政検討会において、飼い主のいない猫対策に関する情報交換及び対策の検討を行い、これをもとに飼い主のいない猫対策事例集を作成して全区市町村に配布している。

さらに、猫にエサを与えていたり迷惑に感じている人等、それぞれの視点を踏まえ、飼い主のいない猫対策についての理解を広げるリーフレットを作成し、区市町村や動物愛護推進員等を通じて町会・自治会等地域の関係者に配布するなどの取組を行っている。あわせて、ボランティア等活動者向けのガイドブックを作成・配布し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知している。

なお、猫の適正飼養に向けた対策については、猫の飼養三原則（「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」）等の徹底を図るため、パンフレットやパネル、デジタルサイネージ等を活用し、普及啓発を進めている。

(4) 多頭飼育に起因する問題への対応（施策4）

動物の多頭飼育に起因する生活環境の悪化等の問題に対しては、住民や動物愛護団体等からの情報に基づき、住民に身近な区市町村が主体となって対応している。また、飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉・保健等の関係機関と連携して対応する必要がある事例も見受けられるため、都内の関係機関に対して、多頭飼育に起因する問題の具体的な事例等の情報提供を行っている。

平成27年度には、行政職員、登録譲渡団体、動物愛護推進員を対象として「社会福祉学から見たアニマルホーダー」をテーマとした研修会を開催した。

さらに、平成29年度から30年度にわたり、都と区市町村の担当者で構成する動物行政検討会において、多頭飼育問題に関する情報交換や対策の検討を行った。

加えて、令和元年度には、民生委員・児童委員向け多頭飼育問題啓発リーフレットを作成、配付するなど、各区市町村の他、福祉分野の関係機関を通じた啓発も実施している。

(5) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策5）

動物の遺棄・虐待への対応については、平成22年2月の国からの通知《「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」》に基づき、警視庁に動物愛護管理担当部署との連携促進を依頼するとともに、各警察署に飼育改善指導が必要な例を示して情報共有を図り、動物の不審死体等があった際には、連携して対応している。

平成 27 年度には、遺棄・虐待防止ポスター「ずっと家族だよ！」を作成して、区市町村、警察署、都立公園に配布し、関係機関と連携した啓発を行うとともに、同年度から、デジタルサイネージを活用した遺棄・虐待防止の普及啓発を実施している。

また、動物愛護相談センター職員の対応能力の向上のため、動物の遺棄・虐待対応のための研修や、動物虐待を科学的・客観的に評価するための研修に、職員を派遣している。

さらに、令和元年の動物愛護管理法改正により、動物の遺棄・虐待に関する罰則が強化されたことに伴い、遺棄・虐待防止ポスターを刷新し、関係機関に配布した。

加えて、獣医師による通報義務化に関して、動物病院等の飼育動物診療施設開設者講習会ホームページにおける情報提供や、動物愛護に関するホームページにおける通報窓口の掲載により、通報先を周知している。

（6）適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成（施策 6）

都では、約 300 名の動物愛護推進員を委嘱しており、推進員と区市町村、地域の推進員同士の協力体制を構築し、活動の活性化を図るために、推進員の活動に関する情報を活動分野別に整理して、区市町村や関係団体に提供している。

また、動物愛護推進員の知識やスキルの向上のための研修や、同様の活動を行う推進員同士の情報共有の場として、平成 20 年度から活動分野別の連絡会の開催などを行っている。

さらに、動物愛護推進員制度が都民に周知されることにより、活動が円滑なものとなるよう、ホームページでの情報提供やイベントでの制度の紹介、推進員の活動時に使用できるリーフレットの作成などを行っている。

（7）小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策 7）

動物愛護精神の涵養や動物による事故の防止等に関する子供向けの啓発として、地域の動物愛護推進員の協力も得ながら、小学校低学年を対象とした動物教室を行っている。

平成 30 年度からは、民間事業者のアイディアやノウハウを活用して動物教室を実施している。なお、動物福祉等の観点から、現在は、動物教室で実際の動物は使用していない。

このほか、平成 27 年度から、動物愛護相談センターにおいて「夏休み動物セミナー」を開催し、親子で動物について学べる機会を提供している。

なお、学校教育の一環として、学校で動物を飼養する場合があり、そうした場合にも動物の取扱いが適正になされる必要があるため、教職員等を対象とした学校における動物飼育に関する講習会において、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病、死亡等への対応の仕方などについて周知を行っている。

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業の監視の強化（施策 8）

令和元年度末の都内の第一種動物取扱業者の登録施設数は約 5,100 施設であり、これらの事業者を対象に監視指導を行っている。

また、事業者の資質向上を図り主体的な取組を促進するため、事業者が守るべきとされている基準の遵守状況を評価する事業者評価制度を構築し、評価に応じた監視指導を行っている。

動物愛護相談センター等に苦情が寄せられた場合には、速やかに事実確認を行い、不適正な事業者に対しては指導を実施するとともに、インターネット販売における広告等の情報を確認し、必要に応じて改善を指導している。

不適正な事業者に対する行政処分等として、平成 26 年度に販売業者に対する改善勧告及び改善命令、平成 27 年度に業務停止命令、また、展示業者に対する改善勧告及び改善命令を実施し、平成 28 年度には展示業者に対する業務停止命令及び登録取消しを実施している。なお、登録取消しの行政処分を契機に、同年度にいわゆる猫カフェ（展示業）を対象とした一斉監視（61 施設）を実施している。

さらに、平成 30 年度及び令和元年度に発生した地震や台風等による災害発生を踏まえ、動物を多数飼養する保管業者（平成 30 年度実施）及び販売業者（令和元年度実施）に対して一斉監視を実施した。加えて、監視の結果を踏まえ、動物取扱業者向けの防災チラシを作成し、普及啓発を実施している。

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大（施策 9）

動物取扱責任者研修においては、法令等に関する知識、社会的責務の周知に加え、適宜、事業者のニーズにかなった情報提供等を行い、また、外部講師の活用等を行うなどカリキュラムの充実に努めている。

また、動物由来感染症の予防や動物の適正な管理に関して自主管理の導入を促すパンフレットを作成し、法令に定められた動物取扱業者が遵守すべき事項について指導を行うなどの取組を行っている。

平成 26 年度以降、動物取扱業に対する指導事項が拡大され、幼齢犬猫販売時等の日齢規制の変更、販売業者、貸出業者又は展示業者における猫の夜間展示等に関する規制等について、第一種動物取扱業者に対する周知、監視時の指導等を徹底して行っている。

このほか、将来、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生を動物愛護相談センターが実施する講習会、見学実習などに受け入れている。

(3) 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底（施策 10）

令和元年度末の都内における特定動物の飼養頭数は 816 頭、飼養施設数は 117 施設となっており、242 件の監視指導を行っている。

特定動物は、人に危害を与えるおそれがあるが高く、飼養又は保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別並びに都への届出等を確実に実施することについて、施設の監視時や、動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じ、飼い主に周知している。

また、特定動物を飼い始めようと考えている都民に対しては、許可申請の事前相談等の機会を通じて、安易な飼養の防止と許可制度の内容についての周知を徹底している。

さらに、特定動物飼養・保管許可取得者に対し、文書による飼養状況調査を毎年度実施している。

特定動物による事故（動物園におけるニシゴリラによるこう傷事故事例等）や無許可飼養事例（ヒメハブの無許可飼養事例等）の発生時には立入検査を行うとともに、必要に応じて警察と連携して対応している。都内では、特に爬虫類について、動物園等の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多いことから、緊急監視等により、逸走防止等の管理の徹底について指導を行っている。

（4）産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策 11）

畜産業者等に対して、家畜防疫等の観点から、関係部局と連携し、許可施設である畜舎等における動物の取扱いや施設の管理について監視指導を行っている。

また、実験動物施設については、基本指針において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取り扱うこととしている。

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

（1）動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策 12）

都は、動物愛護相談センターに引き取られ、又は収容された犬、猫の譲渡数を増加させるため、登録譲渡団体と連携した様々な取組を実施している。

平成 26 年度には、登録譲渡団体専用の閲覧サイトを開設し、譲渡対象動物の情報提供を開始した。

平成 28 年度からは、11 月を「動物譲渡促進月間」とし、デジタルサイネージを活用した普及啓発や都立公園等における譲渡事業の PR イベントの開催等、譲渡制度の認知度を高める取組を実施している。令和元年度からは、譲渡事業を PR する場を広げるため、大学の学園祭にブースを出展する取組を開始している。

また、猫の譲渡を例とした、譲渡のしくみを紹介するアニメーション動画「ボクの家にネコがくるよ」を作成し、YouTube 東京都チャンネルで公開している。

平成 29 年度には、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設し、譲渡対象動物情報の掲載、登録譲渡団体の譲渡会情報、飼い主支援情報、譲渡を受けた都民の体験談等を公開している。

このほか、登録ボランティアの協力を得て、都からミルクや哺乳瓶等の物品を提供し、離乳前子猫を育成・譲渡する事業を開始するとともに、平成30年度からは、負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に必要な保護具等を提供する取組を開始している。

(2) 取扱動物の適正な飼養管理の確保（施策13）

都では、動物福祉と動物の健康安全部面を考慮し、感染症予防対策の徹底などにより、動物を譲渡に適した状態で飼養管理できる環境整備に努めている。

平成29年3月には、動物愛護相談センター整備基本構想を策定し、新しい飼い主への架け橋となる施設として、センターは保護・収容した動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する方向性を取りまとめている。

また、令和2年度から令和4年度までを事業期間とする、東京農工大学による大学提案事業が実施されており、その一環として、令和2年度から、動物愛護相談センターで保護・収容した動物等に関する問題行動について、センターからの求めに応じ、大学から専門的助言を行う取組を開始している。

[推進計画の数値目標]

現行の推進計画に掲げた平成35年度における具体的数値目標は、令和元年度実績において全て達成されている。

具体的数値目標の達成状況　まとめ

指標	平成24年度 実績値	目標 (平成35年度)	令和元年度実績値 (対平成24年度比)
動物の引取数	2,866頭	15%削減	458頭 (▲84.0%)
動物の致死処分数	2,404頭	20%削減	308頭 (▲87.2%)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上 に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上 に増加	44.0%

東京都統計

[「2020年に向けた実行プラン」における目標値]

平成28年12月に都が策定した、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」においては、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、平成31年度までに殺処分をゼロとすることを目標として定め、平成30年度に、はじめて殺処分ゼロを達成した。

都では、殺処分ゼロの実現につながった様々な取組や保護・収容した動物の適正な取扱いの考え方等について整理し、取組をより充実したものとともに、都民や関係者との連携や協力の輪をさらに広げるため、令和元年度に「保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の促進に向けたガイドブック」を策定し、引き続き、引取数の減少や譲渡の拡大のための取組を推進している。

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

(1) 動物由来感染症への対応強化（施策 14）

都は、平成 18 年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づく訓練を行っている。

平成 26 年度からは、国からの通知に基づき、野生動物における狂犬病調査を、関係局及び健康安全研究センターが協力して実施している。

また、飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力して動物病院における感染症の診断状況を把握するとともに、動物由来感染症を対象としたサンプリング調査を行うなど、発生状況のモニタリングを行っている。

動物取扱業における動物由来感染症対策としては、都民に販売される動物や、都内動物園において来園者がふれあうことが可能な動物を対象に病原体保有実態調査を実施し、第一種動物取扱業者の自主管理の推進を図っている。

このほか、動物由来感染症検討会において動物由来感染症の調査の手法や成果等についての検証を実施し、パンフレットやホームページ等により情報提供を行うなど、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して普及啓発を行っている。

令和元年度には、獣医系大学と連携して、動物由来感染症に関するシンポジウムを開催し、都民のほか、動物愛護団体や動物取扱業者、動物関連学校等に対し普及啓発を実施した。

また、令和 2 年度から開始した東京農工大学による大学提案事業では、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) ウィルス等、動物由来感染症の病原体の検出法や、より効果的な消毒法の検討を進めている。

(2) 災害時の動物救護体制の充実（施策 15）

災害時の動物への対応は、飼い主による自助が基本であり、日頃からの災害時に備える備えが重要であるため、総合防災訓練の機会等を用いて、東京都獣医師会や区市町村と協力し、飼い主に対して、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことの重要性などについての啓発を行っている。

また、都は、区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等

を提示し、区市町村における防災計画や災害時動物対応マニュアルの整備等、動物救護体制の整備に関する取組を推進するように働きかけている。

さらに、平成 26 年度から 27 年度にかけ、都と区市町村の担当者で構成される動物行政検討会において、災害対策に関する情報交換や対策の検討を行い、災害時対策事例集を作成し、全区市町村への配布を行っている。

令和元年度には、同年 10 月に発生した台風第 19 号における区市町村の対応状況を踏まえ、避難所において飼養場所を設定するための留意点や関係者間で共有すべき情報など、風水害時を想定した具体的な対応策等を「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」に盛り込み、各区市町村の防災計画の改定の参考となるよう情報提供を行っている。

令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症により入院・宿泊療養が必要となった患者に対し、家族や友人、ペットホテル等の預かり先が見つからない場合に、動物愛護相談センターで緊急的にペットの一時預かりを実施している。

さらに、災害時には、東京都獣医師会や関係団体など現地動物救援本部の構成団体と迅速かつ円滑に連絡を取り合う必要があることから、現地動物救援本部の各構成団体と通信訓練を実施し、発災後直ちに連絡を取り合える体制を構築している。

このほか、災害対策の活動を行っている動物愛護推進員の把握などの取組を行っている。

第3 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方

1 都における動物愛護管理施策の目的等

都は、都条例において「この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資する」ことを目的として掲げ、都における動物愛護管理施策の目指すところを明らかにしている。

これを踏まえ、平成26年3月に改定された現行の推進計画では、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指し、「動物の適正飼養の啓発と徹底」、「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組」、「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」、「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」の四つの施策展開の方向性に沿って各種施策を示している。同計画に基づき、適正飼養・終生飼養に関する普及啓発や新たな飼い主への譲渡など、動物愛護に係る様々な取組が推進され、現行計画策定時の目標を上回る致死処分数の減少という成果が得られている。

また、都では、平成28年12月に都が策定した『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～』において、令和元年度までに殺処分をゼロとすることを目標値として定め、平成30年度に、はじめてその目標を達成している。

都においては、動物愛護管理施策の目指すところを見据えつつ、社会状況や都民ニーズ等の変化、法制度の改正などにも十分に目を配りながら、現下の課題に的確に対応していく必要がある。

2 重点的に取り組むべき主な課題とその解決のための施策の方向性

平成26年3月に改定された現行の推進計画においては、四つの施策展開の方向と取り組むべき15の重点施策が掲げられている。これらの施策の取組状況やその後の施策を取り巻く状況の変化、動物愛護管理法及び基本指針の改正を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、重点的に取り組むべき主な課題とその解決のための施策の方向性について示す。

(1) 動物の適正飼養の啓発と徹底

ア 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、まず飼い主が責任をもって、動物をその終生にわたり適正に飼養しなければならない。そのためには、動物の適正な飼養方法、終生飼養の趣旨、飼養に係る法令や遵守すべき基準等について、飼い主が十分に理解し実践していくことができるよう、普及啓発を更に充実させていくことが重要である。

命ある動物を飼うことの責任と負担、他者への危害防止や不妊去勢手術等の繁殖制限を行う責務など、動物の安易な飼養を防ぐための啓発については、動物

を飼い始める前から行う必要がある。このため、ペットショップ等においても、飼養方法等の情報提供や啓発を行い、継続的なサポートを行うように促すなど、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めることが必要である。

また、動物愛護相談センターを中心に、飼い主が適切な飼い方を学ぶ機会を提供するとともに、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」により、情報を広く発信していくほか、区市町村等と連携し身近な地域で飼養にかかる相談に対応する体制を整えることも必要である。

加えて、専門家や研究機関等とも連携して、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適切に飼うために役立つ、最新の知識をわかりやすく提供していくことも重要である。

動物愛護相談センターは、様々な関係者と広く連携し普及啓発を進める中心施設として、取組の更なる充実を図っていく必要がある。

令和元年の動物愛護管理法改正により、犬猫の飼い主にはマイクロチップ装着の努力義務が課され、マイクロチップの登録を受けた犬猫を購入したり譲り受けたりした者には、登録情報の変更の届出が義務付けられた。新たに導入された制度の定着に向けて、都や区市町村、動物病院等の関係者が連携し、ホームページやイベント等、あらゆる機会を捉えて啓発を推進していくことが求められる。

このほか、動物を飼い続けることの負担や将来的な不安を感じている高齢者に対し、飼養継続のための民間サービスの利用や多様な暮らし方、いざという時の対応のための情報提供を行うなどの支援を引き続き進めていく必要がある。

イ 犬の適正飼養の徹底

都内で飼養されている犬の個体数は、飼育実態調査によると、平成29年度において約55万頭と推計されているが、このうち約3万頭が登録されていないと見込まれている。また、都における狂犬病予防注射接種率は、近年では70%程度にとどまっており、区市町村と連携して法令遵守の徹底を図っていく必要がある。

犬によるこう傷事故件数は年間300件を上回って推移し、減少傾向が見られないことから、事故防止のための飼い主への啓発を引き続き徹底していくことが必要である。

ウ 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備

令和元年における動物愛護管理法の改正では、区市町村における動物愛護管理担当職員の設置が努力義務とされ、住民にとって身近な地域における取組の推進が求められている。

不適正な動物の飼育に起因する問題により、住民間の生活上のトラブルや生活環境が損なわれているケースも見られ、また、その中には、飼い主が独力で解

決することが困難となっているものもあることから、その解決のためには、飼い主を含め住民が身近な地域で相談支援を受けられる体制を整備することが重要である。

そのため、法改正の趣旨も踏まえ、地域における相談支援体制の充実を目指し、各区市町村の職員に対し、動物の飼養に関する基本的な事柄から、保健福祉などの関連部門における取組、課題解決へのアプローチの手法、関係法令等に至るまでの幅広い知識の習得や対応力の向上のための支援を行うとともに、動物愛護相談センターのほか大学等の専門機関から相談支援に必要な専門的助言や支援が受けられる仕組みを整えることが必要である。

エ 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携

不適正な動物の飼育に係る問題等の実態は、動物愛護管理の視点からの要因だけでなく、環境衛生や保健、福祉など様々な視点からの要因が絡んでいることがあり、各担当部局にも影響のある事案であるという認識を関係者間で共有する必要がある。特に、不適正な多頭飼育の問題は、全国の動物管理担当部局の共通の課題となっており、基本指針においても、その対応における動物愛護管理部局と福祉部局等との連携を強化すべきことが盛り込まれている。

これらを踏まえ、飼い主への適正飼養の指導のみでは解決が困難な事例が発生した場合には、区市町村において、ケースに応じ動物愛護管理部局や保健福祉、生活衛生部局、警察等の関係機関と迅速に連携して対応することが求められており、対応手順等の整理や関係機関での情報共有、連携した取組等を円滑に行える仕組みづくりを関係機関が協力して進めが必要である。

さらに、住民からの苦情や相談事例を状況に応じて関係機関で共有し、事案の内容により早期から連携し対応する体制や、各区市町村における課題等を都と区市町村で共有する仕組みについても、検討が必要である。

オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

動物の遺棄・虐待の事案の発生は、依然として後を絶たず、令和元年の動物愛護管理条例改正では、動物の遺棄・虐待等に対する罰則が強化されるとともに、獣医師に対して虐待の通報が義務付けられた。また、動物虐待事案から人に対する暴力への連鎖が起こり得ることも指摘されていることから、関係機関が連携して虐待等の防止に向けた一層の取組を進める必要がある。

さらに、動物虐待が疑われる事例を把握した際に的確に対応するため、虐待を疑う事例を科学的、客観的に判断する能力や、法獣医学の知識等を習得するための講習、国内外の動物虐待防止機関における知見等も参考として、対応手法等の確立を図るとともに、動物愛護管理部局と警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との情報共有や連携体制の強化を進めが必要である。

力 地域における適正飼養の推進のための人材育成

動物の飼養等をめぐる地域の課題は、不適切な飼養を行う飼い主への対応や高齢の飼い主からの相談、飼い主のいない猫対策など多様なものとなっている。

このため、動物愛護相談センターにおける動物愛護推進員などの人材育成機能を強化することにより、地域における様々な課題に適切に対応し、指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上の取組を進めていく必要がある。

キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

生命を大切にし、自他を尊重する健全な心を子供の頃から育むため、動物愛護推進員等との連携による小学生等を対象とした動物教室等の実施や、子供の発達段階を考慮したわかりやすい教材の提供等により、小学校や児童館等と連携した学習支援を幅広く展開していくことが重要である。

また、学校現場で動物を飼養する場合において適切な飼養が行われるよう、引き続き区市町村等と連携し、教職員等に対する動物飼育の講習会等の機会を通じた基本的知識の普及や情報提供、現場における課題への助言等の支援を行っていく必要がある。

(2) 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

ア 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及

令和元年度における動物愛護相談センターの動物の引取・収容数の半数以上は拾得者から引き取った子猫であり、飼い主のいない猫対策の推進は、致死処分数の更なる減少を図る上での重要課題の一つである。

飼い主のいない猫対策を円滑に進めるため、実施に当たり様々な工夫をした事例を掲載したガイドブックの配布や、住民向けリーフレットを提供するなど、地域に根差した取組が進むよう、引き続き支援を行っていく必要がある。

また、区市町村が地域の実情に合わせて、より効果的に取組を進められるよう、先駆的な取組事例やその成果等について情報提供を行うなど、効果の高い取組の普及を図っていくことも必要である。

イ 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保

動物愛護相談センターにおいて引取り又は収容した動物の飼養管理を行うに当たっては、新たな飼い主に動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物ごとに健康状態を把握して管理を行うことを基本とし、ストレスへの配慮や感染症の防止、治療の実施など動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理を行うことが必要である。

飼養施設については、必要な設備やスペースの確保、周辺環境等を十分に考慮し、飼養環境を整備する必要がある。

また、人に馴れない動物や問題行動の見られる動物を、人との生活に適した状態とするための動物のトレーニング等に必要な専門能力の向上を図るなど、動物愛護相談センターにおける譲渡に向けた機能強化を進めていく必要がある。

ウ 譲渡拡大のための仕組みづくり

「動物譲渡促進月間」において、重点的な広報等を実施するとともに、都立公園などで開催されるイベント等における、都と登録譲渡団体等とが協働した取組の実施、都や登録譲渡団体、ボランティア、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会を設けることなどにより、譲渡活動に取り組む関係者の連携・協力の輪を広げていく必要がある。

動物愛護相談センターでは、譲渡対象動物に係る情報を集約して提供し、情報がより多くの人の目に触れるように努めるとともに、譲渡をより受けやすい環境の整備に努めていくことが必要である。

また、東京都動物情報サイト「ワンニヤンとうきょう」において、登録譲渡団体が開催するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信するとともに、新たな飼い主への譲渡の機会を拡大する必要がある。

さらに、離乳前子猫や負傷動物等の譲渡を促進するための取組について、引き続き検討していく必要がある。

加えて、譲渡後も飼い主が適切な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物等を含めたペットの飼養に役立つ情報を発信するなど、譲渡後のフォローアップの充実を図ることも重要である。

（3）事業者等による動物の適正な取扱いの推進

ア 動物取扱業の監視強化

都内の動物取扱業の施設数は、近年、第一種動物取扱業の保管業及び展示業の登録数並びに第二種動物取扱業の譲渡し業の届出数が大きく増加しており、動物取扱業の業態は多様化している。こうした状況のもと、都は、監視指導を専管する立場として、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等についても十分に考慮し、的確に対応するための体制を確保する必要がある。特に、監視指導の拠点施設である動物愛護相談センターは、迅速かつ集中的・継続的な監視指導を行える体制とすることが求められる。

一方、監視指導の効率化を進めるため、動物愛護相談センターにおけるＩＣＴを活用した事業者情報の管理及び各所間での情報共有を図るとともに、事業者評価に応じた、より効果的な監視指導方法についても検討していくことが必要である。加えて、簡易な届出による電子申請など、手続業務についても効率化を推進する必要がある。

令和元年の動物愛護管理法改正では、動物取扱業者が遵守すべき適正な飼養管理の基準の具体化や、生後56日を経過しない犬猫の販売等の制限、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着・情報登録の義務化など、動物取扱業への規制が強化された。都は、各事業者に制度改正の内容の周知を図り、適切な事業運営が行われるよう指導していく必要がある。特に、制度改正により大きな影響が及ぶこととなるブリーダー等の犬猫等販売業者については、監視指導等の際に、従来から規定されていた事業者自らが定めた犬猫等健康安全計画の遵守や、販売の用に供することが困難となった犬猫の終生飼養の確保とあわせ、新たに加わった飼養管理基準等の周知徹底を図ることが重要である。

そのためには、販売業をはじめとした業態の種類に応じ、新たな規制内容についても盛り込んだ事業者評価を行うことにより、重点的な監視が必要な施設に対し、きめ細やかな監視指導を行うなど、監視指導をより効果的に実施する必要がある。

また、新たな規制内容を踏まえた処分基準を明確化するとともに、事業者の法令違反については厳正に対処することとし、必要な場合には警察とも連携して対応することが求められる。

さらに、法改正に伴い具体化されることとなった適正な飼養管理の基準は、第二種動物取扱業者にも準用されることから、第二種動物取扱業者に対しても規制の周知を図るとともに、基準の遵守状況を確認するため、施設への立入検査や指導を適切に実施していく必要がある。

新たな飼養管理基準の遵守状況については、事業者自らによる確認を促進するとともに、遵守状況に関するデータを蓄積し、解析・検証することにより、その成果を監視指導に有効に活用する必要がある。

イ 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

動物取扱業の業態の多様化、展示業の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施する必要がある。

また、効率的な監視指導を行う観点からも、事業者による自主管理を促進することは重要であり、都民からの苦情や通報に基づき、苦情やトラブルに繋がるケースの要因分析を業態ごとに行い、事業者への周知や、分析内容を踏まえた自主管理点検票の作成・配布等により、事業者の取組を促進する必要がある。

さらに、研修や監視指導の際に、自主管理点検票の使い方や具体的基準に基づく確認ポイントを周知するなど、事業者による取組の質の向上を図るとともに、自主管理に取り組む事業者を育成・支援していく必要がある。

加えて、基本指針の改正により、動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組を促進することが求められている。

ウ 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底

逸走した場合に人に危害を与える可能性が高い特定動物については、監視指導の機会を通じ、飼い主及び販売業者に対して、その責務の重要性についての周知を徹底するとともに、警察等の関係機関と連携して無許可飼養の防止を図る必要がある。

エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

産業動物及び実験動物については、「5つの自由^{*1}」や「3Rの原則^{*2}」等の動物福祉に配慮した適正な取扱いと利用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われることが重要である。

このため、引き続き、都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、家畜保健衛生所や区市保健所等とも連携して事業者への指導等を実施していく必要がある。

また、研究機関等に対する実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発や検証についても検討する必要がある。

(注)

※1 5つの自由：イギリスの家畜福祉協議会（FAWC）が提唱し、世界獣医学協会（WVA）などの機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適用すべきとされている理念で、①飢えと渴きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由からなる。

※2 3Rの原則：国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化のための原則であり、①動物の苦痛の軽減（Refinement）、②使用数の減少（Reduction）、③代替法の活用（Replacement）からなる。

(4) 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

ア 動物由来感染症への対応強化

狂犬病発生を想定した訓練を通じて対応体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携体制等を強固なものとしておく必要がある。

ペットが介在する動物由来感染症や動物間で感染する感染症の発生状況及びその対策について、動物病院や東京都獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携して調査研究を行い、飼い主や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を進めていく必要がある。

イ 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

被災した飼養動物が逸走した場合には、住民に危害を加えたり、家屋等を荒らしたりするおそれがあり、災害発生時の動物対策は、動物愛護の観点のみならず、

住民の安全確保や生活環境保全の面からも重要である。

飼養動物の災害対策を行っていない飼い主は多く、同行避難や避難所等での飼養に支障が生じることが懸念される。このため、区市町村の窓口のほか、ペット用品やフードの販売店、動物病院など飼い主がよく利用する施設・事業者等などに働きかけ、飼い主に対し、被災時に起こり得る状況や災害への備えの重要性について、普及啓発を行うなど、飼い主の意識の向上を図り、防災力を高めるための取組を進める必要がある。

また、発災時に飼養動物の避難、保護等に協力する動物愛護推進員等を対象に、災害への対応力向上を目的とした研修を充実させることが必要である。

さらに、近年の台風等による風水害発生時における対策の推進も含め、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」等の活用により、災害時に避難所の設置主体となる区市町村の対策強化を支援するとともに、避難所運営におけるボランティアや事業者等との連携構築を促進することが求められる。

加えて、東京都獣医師会等の関係団体とも連携して、ボランティアの受入・支援活動のための区市町村の体制整備や広域調整の仕組みづくりを推進していく必要がある。

動物愛護相談センターは、危機管理対応の基幹施設として、動物救援本部や関係機関との連絡、区市町村の支援等の役割を果たせるよう、必要な機能を備えるとともに、リスク分散、他自治体や大学等の関係機関への協力要請、新型コロナウイルス感染症流行時等における緊急避難的な一時預かり等も視野に入れ、災害時の対応体制強化を検討する必要がある。

3 計画における数値目標について

令和2年4月に改正された基本指針では、『犬及び猫の殺処分^{*1}を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと、また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていく』旨が示されている。

(基本指針における殺処分の3分類)

- ① 譲渡することが適切でない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分^{*2}（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取り後の死亡

*1 都における「致死処分」に相当するもの

*2 都における「殺処分」に相当するもの

都においては、上記②に相当するものについては、平成30年度及び令和元年度実績において既に処分数ゼロを達成している。

また、平成26年3月に改定された現行の推進計画で定められた、平成35年度(2023年度)に達成すべき動物の引取数をはじめとした具体的な目標値は、令和元年度実績において全て達成されている。

現行の推進計画における数値目標と令和元年度における状況

指標	平成24年度実績値	目標(平成35年度)	令和元年度実績値(対平成24年度比)
動物の引取数	2,866頭	15%削減	458頭 (▲84.0%)
動物の致死処分数	2,404頭	20%削減	308頭 (▲87.2%)
犬の返還・譲渡率※3	79.4%	85%以上に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率※3	17.1%	20%以上に増加	44.0%

※3 当該年度の総取扱数に対する返還数と譲渡数の合計の割合

東京都統計

動物の引取数及び動物の致死処分数については、令和元年度実績において現行の推進計画における目標を大きく上回る80%以上の削減となっている。都は、改正基本指針において示された『犬及び猫の殺処分※1を透明性を持って戦略的に減らしていく』という方向性を踏まえ、引き続き飼い主への適正飼養・終生飼養の普及啓発や飼い主のいない猫対策の推進により、動物の引取数を減らし、殺処分のない状態を持続していくための施策を進めていく必要がある。

犬の返還・譲渡率については、ほぼ100%に近い状況となっており、引き続きこれを維持していくことが求められる。

猫の返還・譲渡率については、現行計画における目標値を大きく上回る成果を得ており、動物福祉等の観点からやむを得ず行う処分や引取・収容後に死亡したものを見いた、返還・譲渡が可能なものについてみれば、犬と同様にほぼ100%の状況となっている。

犬及び猫における返還・譲渡率の状況（令和元年度）

	犬	猫
総取扱数（引取・収容頭数）【A】	261頭	520頭
返還・譲渡数【B】	255頭	229頭
致死処分数	16頭	292頭
① 動物福祉等の観点から行ったもの【C】	12頭	126頭
② 引取・収容後に死亡したもの【D】	4頭	166頭
③ ①②以外の処分	0頭	0頭
返還・譲渡率【B/A】	97.7%	44.0%
返還・譲渡率（返還・譲渡が可能なものについて）※4 【B / (A - (C + D))】	104.1%	100.4%

※4 前年度からの繰入れや翌年度への繰越しのため、100%を上回る場合がある。

東京都統計

現行の推進計画に掲げた目標の各項目については、多くの関係者の協力により顕著な成果を上げてきた一方、更なる致死処分数の減少に向けては、負傷動物など譲渡が難しい動物についての取組などの困難な課題も存在する。

これらのことも念頭に置きつつ、引き続き区市町村等と連携して、飼い主に対する適正飼養・終生飼養の普及啓発や地域における相談・支援の充実、飼い主のいない猫対策の推進を図ることにより、動物愛護相談センターで引き取らざるを得ない動物を更に減少させていくことが重要である。

あわせて、動物愛護相談センターにおいては、動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理に関する環境整備を進めるとともに、譲渡に協力するボランティア団体等との連携強化やインターネット等を活用した譲渡の認知度向上を図ることにより、保護した動物を新たな飼い主へ繋いでいく取組を促進し、各指標の数値を着実に向上していくことが求められる。

指 標	目指すべき方向性
動物の引取数	更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉等の観点から行ったもの
	② 引取・収容後に死亡したもの
	③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）
犬及び猫の返還・譲渡率	ゼロを継続する
	更なる増加を図る